

SKYLON MITSUSE AIRFIELD 利用規約（2025年12月制定）

第1条（目的）

本規約は、SKYLON MITSUSE AIRFIELD（以下「当フィールド」といいます）の利用に関する条件を定め、利用者が安全かつ快適に施設を利用できることを目的とします。

第2条（会員登録・利用資格）

1. 当フィールドの利用には会員登録が必要です。
2. 18歳未満の方は利用できません（保護者同伴で見学は可）。
3. 会員は、同伴者1名までの入場が可能です（同伴者の行動について全責任を負うものとします）。
4. 会員登録時に本規約に同意したものとみなします。

第3条（遵守事項）

1. 利用者は、航空法その他関係法令、並びに当フィールドが定める安全ルールを遵守するものとします。
2. 電波利用にあたっては、他のドローン操縦者に影響を与えないよう十分配慮してください。
3. ドローンは指定エリア内・指定操縦席からのみ飛行可能です。
4. FPV（First Person View）機の使用は優先されますが、他の利用者との譲り合い・調整をお願いします。
5. 目視外飛行について、当施設は屋外のため航空法が適用されます。立入管理措置がなされており、第三者の立ち入りを確実に制限しておりますので、100g以上のFPVを一人で練習されたい方は、航空局への包括申請で「目視外」「人または物件と30m未満での飛行」の許可を得ている場合に限り飛行が可能です。

第4条（安全・責任）

1. ドローンは人や物に損害を与えるおそれのある機器です。操縦には細心の注意を払ってください。
2. 施設内外での事故・盗難・トラブル等について、当フィールドは一切の責任を負いません。
3. 利用者は賠償責任保険（例：ラジコン保険・自動車任意保険付帯、住居火災保険付帯等）に加入されているか、または、他人に損害を与えた場合に保証できるようにしてください。
4. ドローンが敷地外に飛び出した場合は、速やかに安全を確保し回収してください。

第5条（禁止事項）

次の行為は禁止します。違反が確認された場合は退場・会員資格停止となる場合があります。

1. 無断での商用利用・イベント開催・レッスン開催
2. 飲酒または体調不良時の操縦
3. 他の利用者への迷惑行為・危険行為
4. 施設設備の改変・破損行為
5. 指示に従わない行為・公序良俗に反する行為

第6条（利用料金）

- 1.当フィールドの利用料金は、1日あたり1,500円（税込）とします。
- 2.支払方法は、現地決済でPayPayのみとします。
- 3.支払完了後の返金はありません。

第7条（設備・運営）

- 1.設備の改変・持ち込み機材の設置は原則禁止です。
- 2.防犯カメラの映像は、安全確認およびトラブル対応の目的で利用します。
- 3.ゴミや持ち込み物はすべてお持ち帰りください。
- 4.喫煙は指定の場所のみで可能です。PITは、禁煙です。
- 5.貸し切り利用・イベント利用を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

第8条（利用制限・休場）

- 1.天候・メンテナンス・イベント開催等により、予告なく利用を制限または休場することがあります。
- 2.会員であっても、これらの場合に優先的な利用を保証するものではありません。

第9条（免責事項）

利用者は、自己の責任と判断において当フィールドを利用するものとし、当フィールドは以下の損害について一切の責任を負いません。

- 1.利用者の不注意・過失による事故・怪我
- 2.他の利用者とのトラブル
- 3.機体や機材の破損・紛失・盗難

第10条（規約の変更）

- 1.当フィールドは、運営上の必要に応じて本規約を変更することがあります。
- 2.変更内容は公式ウェブサイトへの掲載により周知し、掲載をもって効力を生じます。

制定日：2025年12月

運営：SKYLON MITSUSE AIRFIELD 運営事務局